

平成 20 年度災害・地震対策関係税制改正事項

1. 能登半島地震被害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設 **新規**

【要望省庁】 内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【税 目】 固定資産税、都市計画税

平成19年3月25日に発生した能登半島地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を創設する。

2. 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設 **新規**

【要望省庁】 内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【税 目】 固定資産税、都市計画税

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を創設する。

3. 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置 **延長**

【要望省庁】 内閣府、厚生労働省

【税 目】 固定資産税

東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、地震防災対策用資産の取得を促進する観点から、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産を取得した場合に関する固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する（5年間、課税標準を3/4）。

4. 住宅に係る耐震改修促進税制 **拡充**

【要望省庁】 内閣府、国土交通省

【税 目】 所得税

個人が、平成20年12月31日までに、耐震改修促進法に規定する都道府県耐震改修促進計画等を定めた区域内において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する現行制度について、耐震診断から設計、改修までを総合的に支援する補助制度を有する市町村を適用対象地域とするよう運用を改善する。

5. 事業用建築物に係る耐震改修促進税制 延長

【要望省庁】 内閣府、厚生労働省、国土交通省

【税 目】 所得税、法人税

事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を2年延長する。

6. 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る課税標準の特例措置 延長

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 不動産取得税

高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して、収用等の場合に認められている税制上の特例措置を2年延長する。

7. 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転に伴い取得する住宅又は住宅用地に係る課税標準の特例措置 延長

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 不動産取得税

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域内に住宅又は住宅用地を所有している者が、住宅・建築物耐震改修等促進事業費（がけ地近接等危険住宅移転事業）に

係る補助を受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外に移転するために住宅又は住宅用地を取得した場合の税制上の特例措置を2年延長する。

8. **特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置** 延長

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 固定資産税

特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を2年延長する。

9. **耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る特例措置** 延長

【要望省庁】 国土交通省

【税 目】 固定資産税

駅における耐震補強の整備を促進し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、国の補助金を受けて緊急に実施する駅の耐震補強工事に係る特例措置の適用期限を2年延長する（5年間、課税標準を2/3）。